

防災エキスパート技術者派遣制度 (BEG)の実効性向上策について

R2.3.13 企画調査担当課長会議資料

【現行の支援内容】

大規模災害発生時における災害報告第1報作成のための**現地初動調査**(※1)

※1 大分県防災エキスパート技術者派遣制度要綱第8条「支援の内容」において、①初期の災害調査に関する事②復旧工法に関する技術的助言③その他災害復旧事業の円滑な推進に関する事と規定されているが、当面は①のみを行い、②③は今後の検討課題とされている。

【現状の課題】 (H29年度の活動実績を踏まえた整理)

《出勤までの課題》

- 要請から出勤までに時間を要した
→どのタイミングでの活用が効果的か？

《活動時の課題》

- 土木職員の調査同行は困難
→災害直後のため若手職員であれ地元対応等に追われ同行は困難
- 地理に不慣れのためアテンドが必要
→エキスパートだけの移動は困難
→左右岸に柔軟に渡河出来ず調査時間にロスが生じる
- 被災箇所の発見から始める調査では時間的制約が大きく手戻りが生じる
→採択に対し予断をもち、災害の実態が把握できない。
→単災や補助災、農災などの判断のタイミングは別
- 初動調査の精度(クオリティ)がパーティー毎で差
→諸元(延長、横断)等を未把握の場合あり
→被災箇所の位置情報の把握方法が不明確(位置図作成？ GIS？)
→結果的に職員の再調査が必要となり、職員の負担軽減に繋がっていない
→以後のコンサル作業に大きく影響あり
→どこまでを求めるのか事務所側要求に差
- 調書作成と関連付けた現場対応が不明確
→現場でも起終点明示(杭や旗)のルール化未整備
→以後の作業の継続性が担保されていない

《その他の課題》

- 事務所により要請内容に差
→災害箇所の発見？ 一次調査後の起終点決め？ 工法選定？
規模に応じた提案の仕方？ (災関、助成など)
- 初動調査後の継続支援の要請に応えられない
→以後の災害査定に向けたコンサル指導、設計の妥当性検証等への対応困難
- エキスパート技術者への貸出 PC,プリンターの利用に課題
→ I T 機器の取扱に不慣れ

【防災エキスパートに求められる対応とは】

要綱に規定される、大規模災害発生時の初動調査は、広義的には、災害報告第1報に必要となる被災箇所の抽出と災害査定申請の是非、被災規模に応じた適切な事業スキームの振分け(単発災、関連や助成等)、復旧工法の概略検討など多岐に渡る。

限られた時間の中で管理者(県)の負担軽減に向けた支援を行うためには、その後の業務の継続性を担保した活動とする必要がある。

B E Gに求められる初動調査は、本来、管理者(県)の行うべき業務を、より効果的に補完する業務に絞り込むことが必要となると共に、以後の業務の継続性を確実に担保したものとする必要があるのである。

【コンサルタント協会(OCA)との連携】

県と大分県測量設計コンサルタンツ協会(OCA)は、大規模災害時に被災状況調査(初動調査)として支援活動を行う協定を締結(共に H29.1.18締結)している。

B E Gの行う初動調査に当たっては、O C Aと連携することで活動内容が重複することなく効果的な活動となり、以後の業務の継続性に大きく寄与することが出来る。

【業務の継続性を踏まえた両協定の連携について】

B E Gによる活動後には、災害報告など災害査定に向けた業務が継続的に行われる事になる。

災害報告後は、次のステップとして初動調査を踏まえた測量や設計がコンサルタントにより行われる。

このため、初動調査結果が円滑にコンサルタント業務に引き継がれる必要があることから、B E Gとコン協が、初動段階から連携する事が以後の業務の円滑化に大きく寄与することとなる。

【B E G制度の実効性向上に向けた考え方について】

当制度が適用された H29の活動では、制度導入初年度であったため制度設計上の課題に加え、管理者(県)の対応や考え方に大きな差があり、活動後に事務所職員による再調査やコンサル業務の手戻りなど大きな課題を残した。

しかしながら、災害の発生形態は、雨の降り方や地形など管轄エリア毎に大きく異なり、その状況に応じて、要請内容も変化してくると考えられる。

このため、B E G活動を行う上でのコン協との連携モデルケースを予め明確にしておくことで、管理者からの要請に柔軟に対応するための下地を作っておくことは重要である。

ただし、各地域における災害発生形態などの違いにより、モデルケースにより難しい場合もあることから、その運用は各所属長により柔軟に対応することが求められる。

★ B E G制度の実効性を高めるため、オーソドックスなタイムラインを作成し情報共有を図る

【参考】土木建築部内における相互支援のあり方について

災害発生時の対応は、被害の程度に応じて、管轄する土木事務所の責により行うべきであり、大規模災害の発生等、管轄事務所では対応が困難な場合は、部内の応援により対応を行う事が原則。

大規模災害発生により支援が必要となった場合の部内支援スキームが定型化されておらず、災害発生の際に被害の程度や支援を受けたい内容等により個別に協議されているため、実際に支援を受けるまでに少なからず時間を要しているのが現状。

大規模災害時の支援内容は、時系列に刻々と変化する。

災害発生から数日は被害の全容を掴む事と併せて市町村や住民からの個別対応に終始する中で、約10日後に迫る災害報告(第1報)のための災害申請箇所の把握を平行して行う必要がある。

災害報告後には、査定に向けた準備作業に着手しコンサルへの具体的な指示、指導が本格化していくこととなる(概ね2ヶ月後には査定が開始)。

このため時間軸で必要となる支援内容を整理し、必要となる支援を具体的に整理しておくことが必要である。

★大規模災害発生時における初動対応に向け防災エキスパート制度やコンサルタント協会との防災協定の実効性を高めるだけでなく、部内における相互支援体制の整備が極めて重要